

板橋区営自転車駐車場の管理運営に係る指定管理者候補団体の選定に関する要綱

(令和3年6月29日区長決定)

(令和7年10月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区営自転車駐車場の管理運営に係る指定管理者となるべき団体(以下「候補団体」という。)の選定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選定委員会の設置)

第2条 候補団体を選定するため、板橋区営自転車駐車場指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織及び委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員5名をもって組織し、うち2名を外部委員とする。

(1) 委員長 土木計画・交通安全課長

(2) 副委員長 都市計画課長

(3) 委員 IT推進課長

(4) 外部委員 自転車対策に関し見識を有する区職員以外の者2名

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうち委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、指定管理者候補団体の選定を行う日の属する年度の末日までとする。

(選定対象)

第5条 委員会は、自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例(昭和58年東京都板橋区条例第28号。以下「自転車条例」という。)第16条の2第2項の規定により申請のあった団体(以下「申請団体」という。)の中から候補団体の選定を行うものとする。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、外部委員を含む委員定数の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、非公開とする。

(所轄事務)

第7条 委員会は、第10条の審査項目に従い、施設の管理を行わせるのに最も適当と認める団体を候補団体として選定し、区長に報告するものとする。

2 委員会は、前項の規定による選定及び報告以外の事項について、必要があると認めるときは、区長に意見を述べることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は委員が関与した申請団体を選考対象外とする。

3 委員は、審査の過程において知りえた情報を公表してはならない。ただし、区長及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(選定項目)

第9条 指定管理者候補団体の選定は、条例第16条の2第3項に掲げる基準に応じ、次の各号に掲げる審査において、当該各号に定める選定項目により行うものとする。

(1) 第一次審査

ア 参加資格要件

イ 経営基盤

(2) 第二次審査

ア 管理運営の妥当性

(ア) 民間能力の活用及び住民サービスの向上

(イ) 管理運営経費の節減

イ 管理運営主体の適格性

(ア) 団体の経営方針、管理運営能力、実績・専門性等

(イ) 行動規範、社会的責任・貢献等

(審査方法)

第10条 委員会は、第7条第1項の選定に係る審査を次のとおり行う。

(1) 第一次審査

ア 前条第1号に規定する選定項目について、申請団体が提出する書類により審査し、当該選定項目の要件を満たしている申請団体を第一次審査通過団体とする。

イ アの審査による結果、要件を満たしている申請団体が5団体を超える場合は、前条第2号に規定する選定項目に基づき評価し、評価点の高い団体から順に5団体以内を第一次審査通過団体とする。

なお、当該評価点は、次号の第二次審査の評価に加算又は減算することはない。

(2) 第二次審査

ア 前条第2号に規定する選定項目について、前号の規定により選定された第一次審

査通過団体の提案内容をプレゼンテーションにより審査する。

イ アによる審査の結果、評価の最も高い団体を指定管理者候補団体として、次いで評価の高い団体を次点として選定する。

（提出書類による選定）

第 11 条 区長は、第 5 条の規定によらず、現に区営自転車駐車場の指定管理者の指定を受けている団体が、新たに設置される区営自転車駐車場の指定管理者の指定を受けるため、自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例施行規則（昭和 59 年板橋区規則第 20 号）第 9 条の 7 に規定する指定管理者の指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請したときは、当該書類を審査することにより、候補団体を選定することができる。

- （１） 法人が存在している公的な証明書
- （２） 申請団体の財務状況がわかるもの
- （３） 現に管理している区営自転車駐車場の管理状況及び管理実績がわかるもの
- （４） 対象施設に関する事業運営の収支計画書
- （５） 区長が必要と認めるもの

２ 前項に規定する審査により区長が適当と認めたときは、当該団体を候補団体とする。

（指定期間）

第 12 条 前条の候補団体の指定期間は、現に指定管理者の指定を受けている区営自転車駐車場の指定期間の残りの期間とする。

（提出書類による選定の適用について）

第 13 条 第 11 条の適用は、区営自転車駐車場を管理している場合に適用する。

（庶務）

第 14 条 委員会の庶務は、土木計画・交通安全課が処理する。

（委任）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、指定管理者候補団体の選定に関して必要な事項は土木部長が定める。

付 則

この要綱は、自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和 3 年板橋区条例第 26 号）の公布の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。